

佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市（以下「本市」という。）が発注する業務委託について、公正かつ適正な契約事務を執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、佐世保市財務規則（昭和44年規則第9号。以下「規則」という。）、佐世保市財務規則事務取扱要領（平成17年9月8日実施。以下「取扱要領」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱は、佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱（令和6年4月1日施行。以下「入札参加資格審査要綱」という。）別表1-2に規定する建設コンサルタント業務を除く業務委託を対象とする。

(定義)

第3条 この要綱において「業務」とは、本市の事務事業であって、特殊な技術、専門的な知識、設備等（次項において「技術等」という。）を必要とするものをいう。

2 この要綱において「業務委託」とは、業務を実施するにあたり、本市が直接実施するよりも技術等を有する者に実施させた方が効率的であるため、当該技術等を有する者（次項において「受託者」という。）に業務を委託することをいう。

3 この要綱において「業務委託契約」とは、業務委託をするため本市と受託者が締結する請負、委任等の私法上の契約であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務令第29号）第15条第2項別記で定める歳出予算の節区分「12節委託料」から支出するものをいう。

4 この要綱において「見積り合せ」とは、施行令第167条の2第1項第1号による随意契約のうち、規則第177条第1項に基づく競争見積方式により行う随意契約をいう。

5 この要綱において「特命随意契約」とは、施行令第167条の2第1項第2号から第9号に基づく1者との随意契約をいう。

6 この要綱において「発注課」とは、業務の発注等契約事務を担当する課をいう。

(入札又は見積り合せに参加することができる者)

第4条 指名競争入札又は見積り合せ（以下「指名競争入札等」という。）に参加することができる者は、佐世保市業務委託・役務入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者（以下「名簿登録者」という。）とする。

2 業務委託の内容により、名簿から業者選定ができないと判断された場合は、佐世保市建設工事・建設コンサルタント業務等入札参加資格者及び物品等入札参加資格者（以下「資格者」という。）を指名競争入札等に参加させることができる。

（名簿登録者の区分）

第5条 名簿登録者は、次の各号により区分する。

(1) 市内業者は、次のいずれかに該当する者をいう。

イ 法人にあっては、佐世保市内（以下「市内」という。）に本社、本店を有し、かつ、佐世保市税の滞納がない者

ロ 個人にあっては、市内に事業所を有し、かつ、代表者の住民票を市内に置き、かつ、その代表者に佐世保市税及び佐世保市国民健康保険税（以下「市税等」という。）の滞納がない者

(2) 準市内業者は次のいずれかに該当する者とする。

イ 法人にあっては、市内に支店、営業所等（以下「支店等」という。）を有する法人で、かつ、佐世保市税の納税があり、かつ、その滞納がない者

ロ 個人事業者にあっては、市内に事業所を有し、かつ、市税等の納税があり、かつ、その滞納がない者

(3) 前号のいずれかに該当する準市内業者は、これをさらに準市内業者A又は準市内業者Bに区分する。

イ 準市内業者Aは、次の事項全てを満たす者をいう。

(i) 登録した業種において、支店等に従事する従業員数が、当該業種の市内業者の平均雇用職員数を上回ること。

(ii) 支店等で雇用している者のうち、佐世保市に住民票を有する者を半数以上雇用していること。

(iii) 支店等の開設後の年数が10年以上であること。

(iv) 支店等の土地、家屋双方を所有している又は土地若しくは家屋を所有し、登記していること。

ロ 準市内業者Bは、準市内業者A以外の準市内業者をいう。

(4) 市外業者は、名簿登録者又は資格者（以下「名簿登録者等」という。）のうち、市内業者又は準市内業者のいずれにも該当しない者をいう。

（業者選定基準及び指名業者数）

第6条 一般競争入札及びプロポーザル方式の執行に関する事項については、第11条に定める選定委員会で審議し、決定する。

- 2 契約期間総額が1件300万円以上の業務委託契約に関する指名競争入札においては、名簿登録者等のうち、市内業者又は準市内業者Aを5者以上指名するものとする。この場合において、市内業者から優先して指名するものとし、市内業者で5者以上となる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。
- 3 契約期間総額が1件300万円未満の業務委託契約に関する指名競争入札等においては、名簿登録者等のうち、市内業者又は準市内業者Aを2者以上指名するものとする。この場合において、市内業者から優先して指名するものとし、市内業者で2者以上となる場合は、市内業者のみで入札を行うものとする。
- 4 見積り合せにおいては、名簿登録者等のうち、市内業者を2者以上指名するものとし、市内業者が2者に満たない場合は、準市内業者Aを指名するものとする。
- 5 第2項の場合において市内業者若しくは準市内業者Aが5者に満たないとき又は第3項及び第4項の場合において市内業者若しくは準市内業者Aが2者に満たないときは、準市内業者Bの者を指名することができるものとし、それでもなお5者又は2者に満たないときは、市外業者を指名することができるものとする。
- 6 指名競争入札等において、前項の規定によっても選定する者が1者しかない場合は、当該1者と随意契約をすることができる。
- 7 市内業者以外の者を指名するときは、市内業者以外の者を選定する理由について、業者選定伺いに記載しなければならない。

（登録外業者の取扱い）

第7条 契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者等が2者に満たない場合、名簿登録者等以外の者（以下「登録外業者」という。）を選定の対象とすることができる。この場合、一般競争入札又は随意契約によらなければならない。

- 2 前項における一般競争入札を実施する場合、登録外業者は、次の各号に掲

げる事項の全てを満たさなければならないものとし、発注課は、公告文書等にて通知し、参加申請時に当該各号に掲げる事項を満たす者であることを証明するものを徴しなければならない。

(1) 設立後の経過期間

区分	市内業者及び準市内業者	市外業者
法人	登記後1年以上経過している者	
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者	

(2) 納税

区分	市内業者及び準市内業者	市外業者
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主	消費税及び地方消費税に未納がない者	申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

3 第1項による場合、登録外業者については規則第169条第2号に規定する入札保証金の免除規定並びに規則第144条第3号に規定する契約保証金の免除規定は適用できない。

4 登録外業者を選定の対象とするときは、登録外業者を選定する理由について、業者選定伺いに記載しなければならない。

(特命随意契約における業者選定)

第8条 施行令第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づく随意契約を行う場合は、「随意契約ガイドライン（令和元年7月29日施行）」に基づき随意契約の理由を整理し、整理した理由を契約締結の決裁に記載しなければならない。

2 シルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定する指定を受けた者をいう。）と施行令第167条の2第1項第3号に基づき特命随意契約を行う場合は、規則第175条の3に規定する事項に加え、別に定める「シルバー人材センターへの発注に関するガイドライン」の発注基準を満たさなくてはならない。

3 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等と施行令第167条の2第1項第3号に基づき特命随意契約する場合は、佐世保地区障がい者就労支援協議会を通じて行うことを原則とし、施行令第167条の2第

1 項 3 号及び規則第175条の 3 に規定する事項に加え、次の各号すべてを満たさなくてはならない。

- (1) 安全かつ簡易なものであること。
- (2) 特命随意契約の理由及びその経緯が明確であること。

(契約相手方の選定に関する留意事項)

第 9 条 発注課は、指名競争入札等によるときは、契約の相手方に係る次の事項を留意し、勘案のうえ選定しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 過去の業務等の実績
- (3) 業務についての技術的適性
- (4) 技術者及び機械器具の状況
- (5) 市税等の納付状況
- (6) 当該業務の履行場所その他の地理的要件
- (7) 資本的關係及び人的關係の有無

(入札参加条件等)

第 10 条 同一の一般競争入札及び指名競争入札等（以下「入札等」という。）において、次に定める資本的關係又は人的關係のいずれかの關係を有する 2 者以上の者を参加させてはならない。

- (1) 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。以下次号において同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）を除く。）をいう。以下次号において同じ。）の關係にある場合
- (2) 親会社を同じくする子会社同士の關係にある場合
- (3) 一の会社（更生会社等を除く。以下次号において同じ。）の役員（会社法第 329 条第 1 項に規定する役員（監査役を除く。）をいう。以下次号において同じ。）が、役員を現に兼ねている会社である場合
- (4) 一の会社の役員が、会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている会社である場合

2 次の各号に定める措置又は規制（以下「指名停止措置等」という。）のいずれかに該当した者を入札等に参加させてはならない。

- (1) 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領（令和 6 年 4 月 1 日施行）に

基づく指名停止措置を受けた者

- (2) 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
- (3) 佐世保市建設工事暴力団対策要綱（昭和 63 年 5 月 1 日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
- (4) 佐世保市物品調達暴力団排除要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づく指名除外措置を受けた者
- (5) 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成 25 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加規制を受けた者
- 3 前項に掲げる各号のいずれかに該当する者について、入札等における入札参加資格又は業者指名が開札前である場合はこれを取り消すものとし、すでに入札書又は見積書を提出済みである場合は、これを無効としなければならない。
- 4 同日に同種の入札が複数行われる場合は、同一の者が複数の入札において落札者とならないよう、必要な措置を講じなければならない。ただし、応札可能な者が少数でやむを得ない場合は、この限りではない。

（部局における選定委員会）

第11条 発注課は、次の表の左欄に掲げる審議事項の区分に応じ、当該発注課が所属する部局において選定委員会を設置し、参加資格要件等の審議を受けなければならない。ただし、次表に定める委員長と事前協議し、選定委員会による審議不要と判断したものについては、その理由を付し、事務処理規程第5条から第8条までの決裁区分により、決定するものとする。

審議事項	委員長	委員	庶務
①プロポーザル方式による発注案件に関すること（金額に関わらない） ②一般競争入札による発注案件に関すること ・600万円以上の発注案件 ・600万円未満の発注案件で、発注課長が、部局長の判断が必要とした案件に関すること（以下「部局長判断審議事項」という。）	発注課が属する部局長	・発注課長 ・委員長が指名する課長職以上の者	発注課

③その他、指名競争入札及び随意契約による発注案件で、発注課長が選定委員会による審議が必要と認める案件に関する事			
---	--	--	--

2 発注課は、選定委員会において審議した事項を次表の区分により決裁にて報告し、決定するものとする。

審議内容	報告区分
①プロポーザル方式による発注案件に関する事	部局長。ただし、発注内容から、事務処理規程第5条及び第6条に規定する市長及び副市長の決裁事項に該当すると考えられる場合はその区分
②一般競争入札による発注案件に関する事 ・600万円以上の発注案件 ・部局長判断審議事項	
③その他の事項	事務処理規程第5条から第8条までの規定による区分

(予定価格及び最低制限価格)

第12条 予定価格は、規則第166条及び取扱要領第4各号に基づき設定し、作成した予定価格調書は、業務名及び開札日時を記した封筒に封入し、鍵付き保管庫に保管しておくものとする。

2 最低制限価格は、競争入札において設定するものとし、随意契約による場合は設定しないものとする。

3 その他予定価格及び最低制限価格の設定については、佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱に定める。

(公告及び指名通知等)

第13条 公告及び指名通知は、原則としてインターネット、電子メール又はファクシミリを使用し文書により行うものとする。

2 現場説明は発注課の課長又はその指名する職員が行う。ただし、現場説明を行う必要がない場合は、設計図書及び仕様書等のインターネットによる縦覧若しくは電子メール又はファクシミリによる送信によって現場説明に代えることができる。

3 第24条に定める入札の無効並びに第10条第2項各号で定める指名停止措置等を受けた者の入札参加の制限等及び第30条に定める契約の非締結等は、公告又は指名通知に記載し入札参加者にあらかじめ了知させなければならぬ

い。

(入札保証金)

第14条 入札参加資格審査要綱第8条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者は、規則第169条第3号の規定により落札者が契約を締結しないおそれがあると入札執行課の課長が認める場合を除き、入札保証金を免除することとする。

- 2 入札者に入札保証金又はこれに代わる担保（以下「保証金等」という。）の納付又は提供をさせるときは、入札執行者が入札執行直前に当該保証金等の確認を行い、入札執行者の面前において入札者に封かんさせ、封筒表面に氏名及び金額を明記させるものとする。
- 3 保証金等の納付又は提供を受けたときは、入札執行者は、当該入札者に対して受領書を発行するものとする。
- 4 規則第169条第1号の規定により入札保証金を免除された入札者については、入札執行日の前日までに入札保証保険証券を提出させるものとする。

(入札執行者等)

第15条 入札の執行は、入札執行課の課長又はその指名する職員（以下「入札執行者」という。）及び入札の執行を補助する職員（以下「入札執行補助者」により行わなければならない。

- 2 入札室に入室できる者は、入札参加者の代表者又はその委任を受けた代理人のほか1人までとする。

(入札の執行)

第16条 入札執行者は、関係法令及び規則第163条のほか、次により入札を執行するものとする。

- (1) 入札場所に予定価格調書及びくじ等入札に必要なものを用意すること。
- (2) 入札開始時刻に入札の開始を宣言し、入札参加者名の読み上げ又は参加者名簿への自署により入札参加者の確認を行うこと。なお、入札開始時刻までに、入札会場に入室しない者は、入札を棄権したものとみなす。ただし、事前に入札参加者から何らかの事情で遅刻する旨の連絡があり、他の入札参加者全員の了解があれば、入札開始時刻を繰り下げることができる。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を確認すること。なお、委任状に委任者又は受任者の記名及び押印がないもの並びに委任事項に不備があるもので、その場で訂正できない場合は、委任状は無効とし、当該代理人は入札室より退出させること。

- (4) 委任状確認後、入札執行者は入札参加者に初度入札を行わせ、全ての入札参加者の入札を確認した後、開札を行うこと。
 - (5) 開札において落札に至らず、入札参加者に再度入札を行わせる場合には、無効の入札をした者は再度入札に参加させないこと。
 - (6) 再度入札を行う場合には、前回入札における最低入札価格を告知すること。なお、再度入札は最大2回までとすること。
 - (7) 入札場所において注意事項に従わない業者については、入札執行者において当該業者の退室等、必要な措置を講じること。
 - (8) 入札参加者が提出した入札書は、公文書として取り扱うこと。
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、規則第171条第1項に規定する無効の入札をした者で市長が定めるものとして再度入札に参加することができる者は、業務委託の場合、最低制限価格を下回り、最低制限基本価格（予定価格に100分の81を乗じて算出した額）以上の入札をした者とする。

（不落に終わった場合の随意契約等）

第17条 再度入札において落札者が決定しなかった場合、最低価格の入札者から1回に限り見積書を徴し、随意契約をすることができる。最低価格の入札者が2名以上いるときは、同額入札者全員から見積書を徴さなければならない。

- 2 前項の規定によっても随意契約による契約を締結することができなかつた場合は、仕様の変更を行い、改めて競争入札を行うものとする。

（郵便による入札）

第18条 規則第164条に規定する市長が特に指定した場合における郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の入札方法については次のとおりとする。

- (1) 郵便入札においては、入札者は入札書を書留又は特定記録郵便にて、仕様書、入札公告等（以下「仕様書等」という。）で定める到達期限までに日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局に到達するよう「局留め」で郵送しなければならない。この場合において、やむを得ない理由があると認められるときに限り、佐世保木場田郵便局以外の最寄りの郵便局への局留めによる郵送を認めるものとする。
- (2) 日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局又は同郵便局に代わる最寄りの郵便局に局留めにより到達した入札書（以下「郵便入札書」という。）を当該郵便局から本市が受領した時をもって、本市に入札書が提出されたものとし、規則第164条第1項に規定する入札が行われたものとみなす。

- (3) 郵便入札書は、入札執行者及び入札執行補助者の2名以上で受領しなければならない。ただし、入札執行者が不在の場合は、入札執行補助者2名以上で受領することができる。
- (4) 本市到達後の郵便入札書は、開札日時まで開封してはならず、発注課の課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。
- (5) 本市到達後の郵便入札書の書換え又は撤回は、認めないものとする。
- (6) 入札執行者は、入札書が指定の郵便局に、指定の期限まで到達しているかについて、日本郵便株式会社のホームページにて確認しなければならない。

(期間入札)

第19条 市内業者及び準市内業者を対象として行う入札においては、一定の期間を定め入札書を提出させる入札（以下「期間入札」という。）を行うことができる。

- 2 期間入札において、入札者は、仕様書等で定めるところにより、受領場所に入札書を持参し、提出期限までに提出しなければならないものとする。
- 3 前項の規定により持参された入札書（以下「期間入札書」という。）は、次項及び第5項に規定する手続により本市が受領した時をもって、規則第163条第1項の規定による入札書の提出が行われたものとみなす。
- 4 期間入札書は、入札執行者及び入札執行補助者の2名以上で受領しなければならない。ただし、入札執行者が不在の場合は、入札執行補助者2名以上で受領することができる。
- 5 期間入札書を受領した入札執行者又は入札執行補助者は、期間入札書の受領日時を証明するものとして、次に掲げる事項を記載した受領書を、入札者に対し交付する。この場合において、入札執行者又は入札執行補助者は、当該受領書を2通作成し、1通を副本として保管するものとする。

(1) 業務名及び発注課名

(2) 受領日時

(3) 受領した入札執行者又は入札執行補助者の氏名

6 受領した期間入札書は、開札日時まで開封してはならず、発注課の課長は善良なる管理者の注意をもって、これを保管しなければならない。

7 本市受領後の期間入札書の書換え又は撤回は、認めないものとする。

(電子メール入札)

第20条 インターネットを利用した電子メールによる入札（電子メールにより

送信された電子メール入札書（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式により作成された入札書をいう。以下同じ。）を原本とみなして行う入札。以下「電子メール入札」という。）の入札方法については次のとおりとする。

- 2 電子メール入札に参加する場合、入札参加希望者は、規則第163条第5項に定める「認証」として、次の区分に応じ事前認証を受けなければならない。
 - (1) 電子申請による場合 佐世保市ホームページから電子申請フォームにより申請する。
 - (2) 入札ごとに行う申請の場合 電子メール入札認証申請書（様式4）（以下「申請書」という。）により申請する。
- 3 発注課（電子申請の場合は契約課）は、申請書（電子申請）を受理後、必要事項を審査し、次の区分に応じ、認証・否認証の通知を入札参加希望者へ行うものとする。
 - (1) 電子申請による場合 電子申請の完了処理時に発信される電子メール
 - (2) 入札ごとに行う申請の場合 認証する場合は「電子メール入札参加認証通知書（様式5）（以下「認証書」という。）、否認証とする場合は「電子メール入札参加否認証通知書（様式6）」をもって、ファクシミリ又は電子メールにより行う。なお、否認証の場合は、発注課が指定した申請期日までに再度申請を行うことができる。
- 4 入札から落札者決定までの手順は次のとおりとする。
 - (1) 開封用のパスワードを設定し、電子メール入札書を保存した電子ファイル（以下「電子ファイル」という。）を電子メールに添付し、発注課指定の電子メールアドレス（以下「受信アドレス」という。）に送信する。この電子メールが受信アドレスに到達した時をもって規則第163条第1項に規定する入札が行われたものとみなすものとし、電子メールの撤回及び再送信は、認めないものとする。
 - (2) 入札された電子ファイルは開札日時まで開封してはならず、発注課の課長は、開札日時まで電子ファイルが開封されないよう、次号に規定する「電子ファイル解除用パスワード通知書（様式7）」を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、電子ファイルを消失・書換え等がなされることがないように、受信アドレス内に適切に保管しなければならない。
 - (3) 入札者は、電子ファイルを送信後、指定された期日までに「電子ファイル解除用パスワード通知書（様式7）」をもって、発注課へファクシミリ

によりパスワードを通知するものとする。

- (4) 開札は、入札執行者及び入札執行補助者が、前項により通知されたパスワードにより電子ファイルを開封し行うものとし、第25条の規定により落札候補者を決定する。同額の場合は、第26条に規定する「数値くじ」により落札候補者を決定するものとする。
 - (5) 入札執行者は、落札者を決定するため、落札候補者から申請書の原本及び電子メール入札書の原本を徴し、これらが送信された申請書及び電子メール入札書と相違なく同一のものであるかを確認した後、落札候補者を落札者としなければならない。
- 5 入札執行者は、電子メール入札で入札したことを証するため、入札者から送信されたすべての入札書（落札者分を含む。）を、落札者から徴した入札書原本と共に入札結果調書等に添付し、保存しなければならない。

（入札方法の併用）

第21条 名簿登録者等を対象として入札を行う場合等、必要があると認めるときは、郵便入札、期間入札及び電子メール入札（以下「郵便入札等」という。）を併用又はこれらを組み合わせた入札を行うことができる。

- 2 前項の規定により郵便入札等を併用又はこれらを組み合わせた入札を行う場合は、その方法に応じ、仕様書等において、次の日時を同一としなければならない。
 - (1) 郵便入札書の受付開始日時、期間入札書の受領開始日時、電子メールの受信開始日時
 - (2) 郵便入札書の到達期限、期間入札書の提出期限、電子メールの受信期限（郵便入札若しくは期間入札又はこれらを併用する入札において使用する封筒の仕様等）

第22条 郵便入札若しくは期間入札又はこれらを併用する入札において使用する封筒は、原則として「長形3号封筒」とし、入札者は、入札書を封筒に入れ封をし、封筒表面に開札日、業務名、業務の発注課名等の名称を記入のうえ「入札書」と記載し、封筒裏には入札者の住所、法人名及び法人代表者名（個人事業者のときは屋号及び事業者名）を記入しなければならない。

- 2 郵便入札の場合における封筒の宛名は「日本郵便株式会社佐世保木場田郵便局（第18条第1号の規定により木場田郵便局以外の郵便局である場合は、当該郵便局）留め、佐世保市役所行」とし、入札者は、当該封筒を佐世保市長宛の「親展」として郵送しなければならない。

(開札の立会い)

第23条 郵便入札等を併用又はこれらを組み合わせた入札については、入札執行者が、入札書受付期限（郵便入札にあつては第18条第1号に規定する郵便入札書の到達期限を、期間入札にあつては第19条第2項に規定する期間入札書の提出期限を、電子メールにあつては発注課が定める電子メール入札書の受信期限を、これらを併用又は組み合わせて行う入札にあつてはこれらの期限をいう。）までに入札者のうちから指名した1者以上の者の代表者（個人事業者のときはその者）を立ち会わせて、開札を行うものとする。この場合において、指名された入札者の代表者は、当該代表者に代わり、代理人を立ち会わせることができるものとする。

- 2 入札者の代表者が代理人を開札に立ち会わせる場合、入札者の代表者は、当該開札立会いについて、委任状（開札立会用）により、代理人への委任を行わなければならない。
- 3 第1項の規定により指名された入札者の代表者又はその代理人（以下「入札立会人等」という。）が、やむを得ない理由により開札に立ち会うことができない場合は、当該入札事務に関係のない他課の職員（以下「入札立会職員」という。）を立ち会わせなければならない。
- 4 入札執行者は、開札に先立ち、立会人名簿に、入札立会人等が立ち会う場合にあつては当該入札立会人等の氏名及び法人名（個人事業者のときは屋号又は事業者名）を、入札立会職員が立ち会う場合にあつては当該入札立会職員の氏名及び課名を記入させなければならない。

(入札の無効)

第24条 入札の無効は、規則第170条による。

- 2 電子メール入札における無効は、規則第170条に該当する場合に加え、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 認証書の交付を経ずに入札した場合
 - (2) 発信アドレス以外から入札された場合
 - (3) 受信アドレス以外に入札された場合
 - (4) 同一入札に際し、電子メールが再度送信されるなどにより、電子メール入札書が2通以上送信された場合
 - (5) 電子ファイルにパスワードが設定されていない場合
 - (6) 申請書に記載されたパスワードにより電子ファイルが開封できない場合
 - (7) 電子メールに電子ファイルが添付されていない場合

- (8) 電子メール入札書のみを添付している場合
- (9) 送信された電子ファイル又は電子メール入札書が、コンピュータウイルスに感染していた場合
- (10) 電子メール入札書と電子メール入札書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合、又は送信された申請書と申請書の原本が相違なく同一のものと確認できない場合
- (11) その他発注課が仕様書等に示した方法以外で入札した場合
(落札者の決定)

第25条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者）の氏名及び入札価格を読み上げ、入札者に落札者の決定を告げることにより、落札者を決定するものとする。
(くじによる落札者の決定手続)

第26条 施行令第167条の9に定めるくじによる落札者の決定は、別表1に定めるいずれかの方法により執行するものとする。
(落札後の処理)

第27条 発注課は、競争入札等の落札者が決定したときは、入札結果調査表の落札金額欄に「決定」と記入するものとする。
(契約締結)

第28条 契約担当職員は、原則として落札者が決定した日（開札日に決定したものにあっては開札日、施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約にあっては、その随意契約の見積書提出日）の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。以下「契約締結期限」という。）に契約を締結しなければならない。ただし、契約締結期限までに契約の相手方から文書により正当な理由をもって契約締結期限延長の申し出があり、発注課長がこれを承諾した場合は、契約締結期限を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結期限を超えて契約を締結する場合、発注課は、契約締結伺いにその理由を付し、契約を締結しなければならない。
(契約保証金)

第29条 規則第142条による契約保証金の納付、規則第143条による契約保証金にかわる担保の提供、第144条による契約保証金の免除の確認は、前条

の契約締結期限までに行わなければならない。

- 2 前項の規定が遵守されない場合、当該入札にかかる落札決定は取り消すこととする。
- 3 契約金額の増額により、契約保証金の金額が変更後の契約金額の100分の5以下になるときは、契約保証金の金額を変更後の契約金額の100分の10以上に増額しなければならない。

(契約の非締結等)

第30条 落札決定後に契約の相手方となるべき者(共同企業体の構成員を含む。)が、契約締結日までに第10条第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該契約を締結しないこととする。

- 2 議会の議決を要する契約において仮契約を締結した者(共同企業体の構成員を含む。)が、議会の議決日の前日までに第10条第2項各号のいずれかに該当した場合は、当該仮契約を解除するものとする。
- 3 前2項の規定により契約を締結しない又は解除することとなった場合は、様式1又は様式2により相手方に通知するものとする。

(入札結果及び見積り合せ結果に係る情報の公表)

第31条 一般競争入札及び指名競争入札等の結果に係る情報は、佐世保市情報公開条例(平成13年条例第4号)第10条第1項各号に掲げる情報を除き公表する。

(一括再委託の禁止及び再委託の承認)

第32条 発注課は、業務の履行にあたり、受注者以外の者に業務のすべてを再委託させてはならない。

- 2 発注課は、業務の履行にあたり、受注者から、業務の一部を他の者へ再委託させる旨の申請があった場合は、再委託申請書(様式3-1)により申請させなければならない。
- 3 発注課は、再委託申請書(様式3-1)を受理後、内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書(様式3-2)により受注者へ通知するものとする。

(要綱等の閲覧)

第33条 この要綱、指名業者及び入札結果等は、業務委託の発注課において閲覧に供するものとする。

(契約事務チェックシートによる確認)

第34条 発注課長及び発注課担当者は、別に定める契約事務チェックシート(通

常契約用)による確認を行わなければならない。

(他の要綱による補完)

第35条 この要綱を補完する他の要綱等との関係性は別表2に定めるところによる。

(その他)

第36条 この要綱及び前条に定める要綱のほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月2日から施行し、平成25年11月1日以後に締結する契約に係る契約事務について適用する。ただし、第4条第4項及び第5項までの規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和7年度以後に締結する契約について適用し、令和6年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月3日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和8年度以後に締結する契約について適用し、令和7年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表1（第26条関係）くじによる決定方法

(1) 入札者により選定された任意の数値を用いるくじ

イ 説明会又は縦覧等において、同額の場合は本号の手順により、入札者により選定された任意の数値を用いるくじ（以下「数値くじ」という。）にて決定を行う旨を入札者に周知し、あらかじめ入札書に「0」から「999」までの3桁の任意の整数（以下「くじ番号」という。）を記載させるものとする。

ロ 数値くじによる落札者の決定は、入札終了後速やかに行う。

ハ 同額となった入札者にそれぞれ、入札書の受付順に「0」から番号（以下「受付番号」という。）を付する。この場合において、付番の順位決定は、次のとおりとする。

(i) 期間入札の場合 受領書に記載された日時（以下「持参日時」という。）が早い順

(ii) 郵便入札の場合 郵便局で引受された日時（以下「引受日時」という。）が早い順

(iii) 電子メール入札の場合 電子メールを受信アドレスに受信した日時（以下「受信日時」という。）が早い順

(iv) 期間入札、郵便入札及び電子メール入札を併用又はこれらを組み合わせた入札を行う場合 持参日時引受日時又は受信日時が早い順

ニ 次の算式にて計算し、その余りの数値と受付番号が合致した入札者を落札者とする。この場合において、入札書にくじ番号が記載されていないときは、当該入札書のくじ番号は「0」とみなす。

$$\text{(同額となった入札書に記載されたそれぞれのくじ番号全ての和)} \div \text{(同額となった入札書の数)}$$

ホ 決定後は、落札者の入札書に、入札立会人等による立会いの場合は当該入札立会人等の業者名を、入札立会職員による立会いの場合は当該職員名を記名させ、加えて「数値くじにて決定した」と記入させるものとする。

(2) 抽選用紙によるくじ

イ 説明会又は縦覧等において、同額の場合は本号の手順によるくじにて決定を行う旨を関係者に周知する。

ロ 当該同額入札者全員がくじを引く権限を有し、現に立会いを行っている場合は入札終了後にその場でくじを引くものとし、そうでない場合は日時を改めて当該同額入札者全員に出席を求め、くじを引かせて落札者を決定するものとする。

ハ 決定後は、落札者の入札書に、くじを引いた業者名を記名させ、加えて落札者に「くじにより決定した」と記入させるものとする。

ニ ハの場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係の無い他課の職員にくじを引かせるものとし、決定後は、この職員にも記名させるものとする。

別表2（第35条関係）本要綱と関連のある要綱等

	要綱等の名称	概要	主な関係条項		
1	佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱	入札参加資格の申請、資格審査、登録者名簿の作成等に関する規定	第2条		
2	佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱	建設工事及び建設コンサルタント業務の発注や入札基準等に関する規定	第4条第2項		
3	佐世保市入札参加資格者指名停止等措置要綱	登録業者の指名停止措置要件及び審議方法等及び入札参加制限、指名の取り消し等に関する規定	第10条第2項各号		
4	佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置				
5	佐世保市建設工事暴力団対策要綱				
6	佐世保市物品調達暴力団排除要綱				
7	下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領				
8	佐世保市業務委託の予定価格及び最低制限価格の決定等に係る事務処理要綱			予定価格の積算方法及び最低制限価格が必要な業務に関する規定	第12条各項
9	佐世保市長期継続契約を締結することができる契約の事務に関する要綱			長期継続契約の範囲や決裁区分等に関する規定	
10	佐世保市清掃業務・警備業務の契約事務に関する要綱	清掃業務及び警備業務の業者選定に必要な資格要件等に関する規定			
11	佐世保市消防設備点検、消防設備保守点検業務の業者指名及び再委託に関する事務取扱要綱	消防設備点検及び消防設備保守点検業務の業者選定等に必要な資格要件等に関する規定			
12	佐世保市除草業務、剪定業務及び伐採業務等の契約事務に関する要綱	除草業務、剪定業務及び伐採業務等の業者選定等に必要な資格要件等に関する規定			
13	佐世保市土地家屋調査業務の契約事務に関する要綱	土地家屋調査業務に係る予定価格の積算方法や最低制限価格等に関する規定			
14	佐世保市業務委託のプロポーザル実施に係る契約事務に関する要綱	プロポーザル実施に係る事務処理や審査基準等に関する規定	第11条第1項 第11条第2項		
15	佐世保市新型コロナウイルス感染症等感染防止のための契約事務に関する要綱	佐世保市新型コロナウイルス感染症等感染防止のための契約事務の特例を定めた規定			
16	佐世保市財務規則事務取扱要領	業務委託の予定価格の設定者など、財務規則に定めがない事項について定めた規定	第12条第1項		
17	佐世保市随意契約ガイドライン	施行令第167条の2第1項各号に定める随意契約の解説及び基準等に係るガイドライン	第8条の2		
18	佐世保市積算を要する業務委託の積算及び業務委託の検査基準等	歩掛りによる積算が必要な業務の積算基準や、業務委託の発注及び検査に係る必要事項に係る基準等			
19	契約事務チェックシート	契約事務において、確認が必要な基本的事項を記載したチェックシート	第34条		

佐世保市長 様

再委託申請書

受注者名

所在地

商号又は名称

代表者名

業務名

上記業務の履行にあたり、再委託を行う予定としておりますので、(仕様書・契約書第 条)に基づき資料を添付して申請いたします。なお、再委託内容の履行にあたっては、再委託先に下記の事項を遵守させるほか、関係法規法令、佐世保市財務規則及び佐世保市暴力団排除条例等の市の規定についても再委託先に遵守させます。

また、再委託先の事業者が佐世保市に与えた損害や賠償等については、いかなる場合であっても当社が一切の責任を負い罰則、損害賠償等に応じます。

- 再委託する業務が佐世保市からの依頼であり、履行条件について、受注者が請け負った契約と同条件、同内容での履行となること。
- 再委託した業務について、発注者の許可なく、再委託先から更に他の事業者へ委託はさせないこと。

【再委託内容】

再委託理由		
再委託する内容	委託する業務内容	
	委託予定額	¥
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日
再委託先	所在地	
	事業者名	
	代表者	

添付資料

- 再委託契約書写し (受託者と再委託者の契約書写し)
- その他

必要に応じて項目を追加

再委託認定書

様

佐世保市長

_____業務について申請がありました再委託申請につきまして、(認定する
認定しない) ことと決定しましたので通知します。

記

- 1 業務名
- 2 認定する再委託業者名
所在地
商号又は名称
代表者名
- 3 その他 (認定しない理由など)

不要の場合は削除

以 上

課

担当者 :